



消防職員の懲戒処分について（市長コメント）

万引きを行った消防職員について、令和5年12月25日に懲戒停職6か月の処分としました。

なお、当該職員は、同日12月25日付けで依願退職したことをご報告いたします。

今回の不祥事は、消防職員としてあるまじき行為であり、本市に対する信頼を著しく失墜させたことは、極めて遺憾であり、市民の皆様に深くお詫び申し上げます。

今後は、このような不祥事が二度と起こらぬよう、綱紀粛正を図るとともに、消防職員だけでなく、市全職員で再発防止に取り組み、皆様からの信頼を一日でも早く回復できるよう全力を尽くしてまいります。

令和5年12月26日

我孫子市長 星野 順一郎